

令和元年度幼児教育・保育の無償化に伴う説明会質問 回答一覧

No.	項目	質問	回答
1	運営基準	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の第五十四条の中で、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならないとありますが、「その他必要な事項」とは、何をさしますか。	現時点で示されている情報では明確な規定はありません。今後国からの通知等ありましたらお知らせいたします。 なお、参考までに、市で行っている一時預かり事業で作成している記録には子どもの様子や評価・反省を記載する欄を設けています。
2	確認申請	同一施設内に病児保育や一時預かり等の施設がある場合、それぞれに確認は必要か。	同一施設内であっても、複数の事業を実施している場合は、それぞれの事業ごとに確認申請が必要になります。
3	施設等利用給付認定申請	複数の認可外保育施設を利用する保護者については、施設ごとに認定のための申請を行なうのでしょうか。	認定の申請については、子ども1人につき1回していただくこととなります。(施設ごとではありません。)
4	施設等利用給付認定申請	2号認定のこどもが、無償化の対象となるのは、3歳児クラスからでよいか。	3歳児クラスから無償化の対象になります。 (既存の教育・保育給付の2号認定の始期は満3歳からですが、施設等利用給付の2号認定の始期は3歳児クラスからになります。)
5	施設等利用給付認定申請	施設等利用給付の申請にあたって、認可保育園等の保留通知が必要か。	認可保育園の保留通知は不要です。就労等の「保育の必要性」の認定を受けていただければ、認可保育園に申請をしていない方も無償化の対象となります。
6	施設等利用給付支払	来年度以降も償還払いを予定しているのか。法定代理受領に変更することはないか。	来年度以降も年度末に償還払いを予定しています。施設等利用給付を含めて、償還払いで市から保護者に直接支払う予定です。
7	施設等利用給付支払	保護者が施設等利用給付の支給の申請をする際に、請求書等は不要か。	支給申請には、支給申請書および特定子ども・子育て支援提供証明書(兼領収書)が必要になります。
8	施設等利用給付現況届	認可外保育施設で登録が年度単価ではないため、実績報告に記載した利用者が、現状届の配布時には登録が切れているケースがあり、その場合の対象者への現況届の配布はどうしたらよいのでしょうか。	現況届の配布については、来年3月を予定しています。4月1日以降も在園する方を対象に依頼してください。
9	施設等利用給付実績報告	施設等利用給付の対象者を園では把握できないが、実績報告書に記載すべき対象者とは何か。	施設側で無償化の対象者の判断は不要です。実績報告書には在園児全員分の情報(氏名・利用日・利用料等)を記載してください。
10	施設等利用給付実績報告	施設等利用給付の実績報告には、授業料と預かり保育の内訳を両方記載するのか。預かり保育は別の内訳を作るのか。	授業料用と預かり保育料用のそれぞれの実績報告書として記載していただきます。
11	施設等利用給付実績報告	預かり保育は、金額や利用日数、利用理由が様々で、利用者も多い。支給にあたって、月額上限額(13,200円)や日額単価(450円)等の計算が必要となるが、市に実績報告を提出するだけで、利用者個別の利用実績を渡す必要はないのか？	四半期ごとに市に実績報告を提出していただくほか、「特定子ども・子育て支援提供証明書(兼領収書)」を発行していただくようお願いいたします。同提供証明書は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」で発行が義務化されています。なお、保護者に無償化の対象になるかどうか、聞き取り等で確認していただいた上で、対象者に同提供証明書を発行していただくようお願いいたします。
12	給食費	(認可外保育施設より) 給食費の補助については、満3歳になった最初の4月1日以降が対象ということによいか。	給食費の補助(免除や補足給付)については、認可保育園や未移行幼稚園で行われるものであり、認可外保育施設等については、給食費は今までどおり徴収していただくこととなります。無償化の対象とはなりませんので、利用料と別に徴収していただくか、利用料に含まれている場合は、明記してください。

No.	項目	質問	回答
13	給食費	実費徴収となる給食費の対象経費は、食材料費のほか、人件費等も含まれるのか。	実費徴収となる給食費の対象は、食材料費のみです。調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含まれません。
14	給食費	(私立幼稚園より) 給食費の内訳はどこまで示すべきか。	徴収の際に示していただくのは給食費として実費で徴収する金額となります。 補足給付の対象となるのは副食材料費のみとなりますが、徴収の際に示していただく必要はありません。
15	認証・簡易保育所 通園児補助金	0歳から2歳までの住民税非課税世帯でない子どもたちは、今まで通りの補助金で、申請も同じで良いのですか？	無償化の対象外(0歳から2歳までの住民税課税世帯)の世帯については、現行の補助金を継続します。 また、申請方法・支払時期などもこれまでと同様の流れとなります。但し、認証保育所通園児補助金については、NO16の差額補助を支給する関係上、現在認証保育所通園児補助金の受給資格があるにも関わらず、まだ申請されていない方がいた場合、速やかに申請をしていただくよう、保護者にお伝えいただくようお願いいたします。
16	認証保育所 通園児補助金	認証保育所通園児補助金の兄弟加算は、無償化後どうなるのか。	施設等利用給付の支給額が原稿の認証保育所通園児補助金の補助額を上回る場合は、兄弟加算はありません。 逆に、施設等利用給付の支給額が、現行の認証保育所通園児補助金の補助額より下回る場合は、無償化実施前から在園している方には、差額分を補助します。 なお、無償化対象外の方(0～2歳の課税世帯)は、引き続き、現行の兄弟加算(所得加算も)を含めた補助額となります。
17	私立幼稚園 授業料	私立幼稚園運営費補助金と私立幼稚園就園奨励費 補助金は10月1日以降廃止とのこと。10月以降、園としては私立幼稚園運営費補助金(五千元・七千元)を加えて、保護者から納付してもらうこととなるのか。	ご質問の通り、10月以降については私立幼稚園運営費補助金を加えて、保護者から徴収していただきます。 なお、無償化により概ね保護者への補助額が増えるため、当補助金は原則廃止しますが、在園時で保護者の負担が増える方には、差額分を補助します。
18	私立幼稚園 就園奨励費補助金	9月までの私立幼稚園就園奨励費補助金は、どのように保護者に支払うのか。	4月から9月分のが就園奨励費補助金については、これまでと同様に、3月頃、市から園に支給し、園から保護者へ支給していただきます。
19	私立幼稚園 運営費等補助金 就園奨励費補助金	私立幼稚園等運営費補助金の廃止後、在園児で保護者の負担が増える方には、現在の補助額を支給するとあるが、どういう意味か。	無償化の実施に伴い、原則、私立幼稚園運営費等補助金や私立幼稚園就園奨励費補助金は廃止になります。 しかし、両事業が継続した場合の補助額と無償化後の施設等利用給付の補助額を比較し、前者の方が高い場合は、その差額分を補助するものです。
20	私立幼稚園 運営費等補助金	今年度、満3歳で市内の私立幼稚園に入園した児童は、例年であれば、翌年度、年少に進級した際に、私立幼稚園運営費等補助金で入園料が補助されたが、無償化後はどうなるのか。	満3歳入園児の入園料については、来年度、市から保護者に対して、就園奨励費補助金・運営費等補助金の廃止による差額補助を支給するため、各園で保護者から徴収していただくようお願いいたします。
21	私立幼稚園 運営費等補助金	本年4月から9月の私立幼稚園運営費等補助金の支払いは、年度内に完結するのか。	年度末までに施設に支払う予定ですが、詳細については改めて連絡します。
22	手続き全般	浦安市外の認可外保育施設で、浦安市民が利用している。浦安市に対してどのような手続きが必要か。	市外施設の「確認」手続きは、施設が所在する市区町村にしてください。浦安市に対する手続きは不要です。 また、施設を利用する保護者からの施設等利用給付の申請等は、浦安市にしてください。
23	制度説明	現時点で、不明確な部分が見受けられるが、再度説明会を行うのか？	現在のところ、第2回の説明会を行う予定はありません。今後明確になる部分は、ホームページ等で随時新しい情報を提供していく予定です。